

令和7年度

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (太陽熱利用システム)

刈谷市では、「自然エネルギー」を利用した住宅用太陽熱利用システムを設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

1 下記の種類で一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの。

- ・自然循環型システム
- ・強制循環型システム
- ・空気集熱型システム

2 未使用でリース品でないもの

補助を受けられる方

市内に住所を有し(実績報告時までの転入も可)、市が賦課徴収する税金の滞納がなく、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住している市内の住宅にシステムを購入して設置する方
- 2 自らが居住する住宅を市内に新築する際に、システムを購入して設置する方
- 3 自らが居住する目的で、システムが設置されている市内の新築の建売住宅を購入する方

○補助金の交付は1棟につき1回。ただし、同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電気需給契約を締結する場合においては、その世帯ごとに1回。

※2世帯住宅の方が、世帯ごとに1基ずつ(計2基)申請される場合は、事前に環境推進課までご連絡ください。

※ 太陽光発電システムと一体型の太陽熱利用システムを設置した方については、補助金の併給はできません。

※上記1, 2の方は工事着工前に、3の方は売買契約後、住宅の引渡し前までに申請してください。

また、設置完了(引渡し)後、速やかに、かつ、令和8年3月31日までに実績報告を行うことが交付条件となります。

補助金の額

システムの設置に要した費用の範囲内で、以下の上限額(千円未満の端数切り捨て)。

自然循環型: 上限2万5千円

強制循環型、空気集熱型: 上限5万円

※刈谷市の補助金額には愛知県からの補助金額が含まれています。

【問合せ先】刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話: 0566-62-1017 (環境推進課直通)

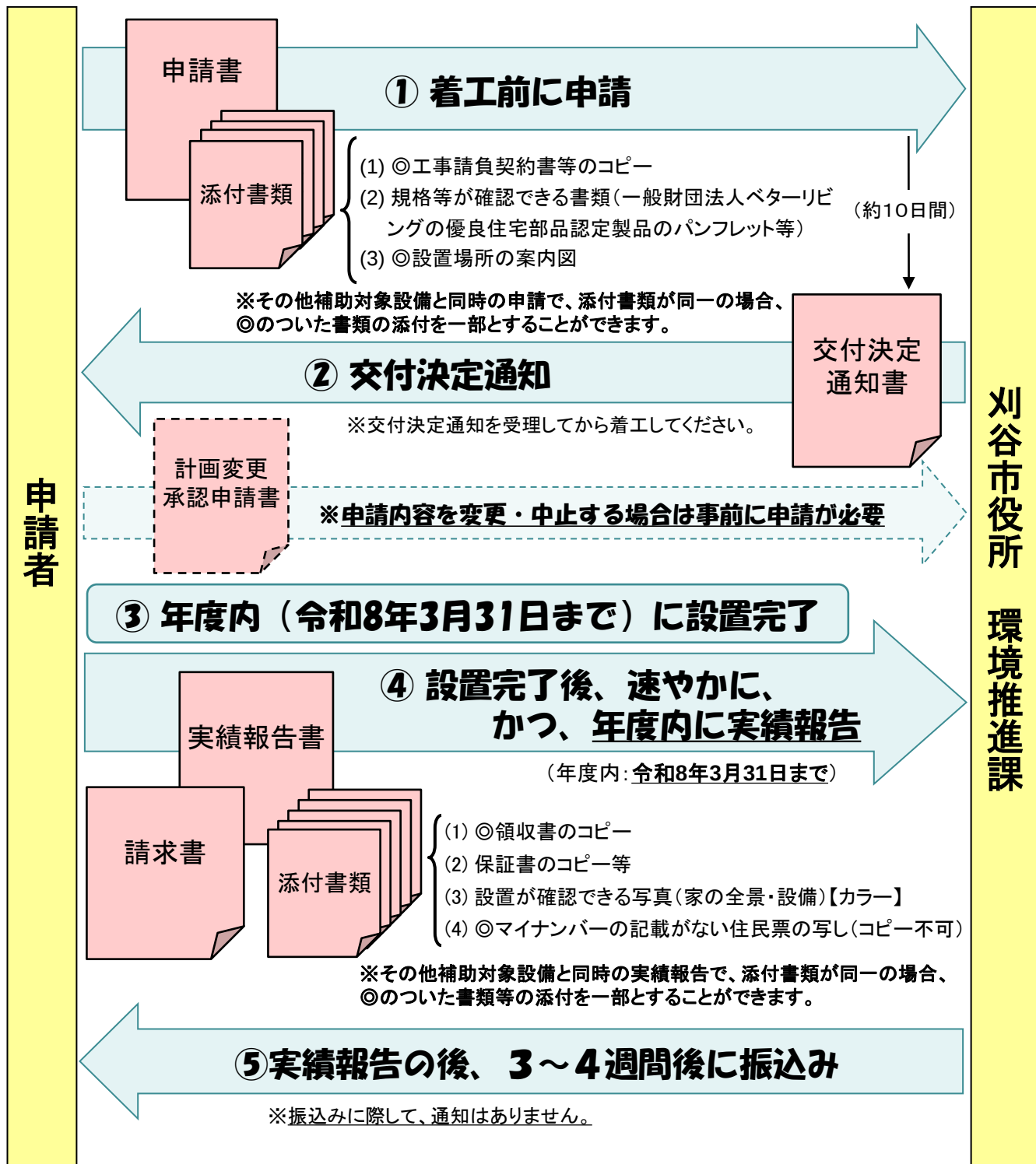
FAX: 0566-24-3481

E-mail: kankyo@city.kariya.lg.jp



(おもて面)

補助金の受給手続きの流れ

※建売住宅は
異なります。

書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」及び「添付書類の留意事項」を必ずご確認ください。